

豊川市監査公表第20号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年6月10日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	神谷謙太郎

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(教育委員会庶務課)

監査実施期間 令和3年 9月17日から
令和4年11月 5日まで

豊川市監査公表第4号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 公衆電話設置料の出納事務は、「会計管理者が委任した事務及び出納員が分任出納員に委任した事務」(令和2年3月31日告示第68号)に該当しておらず、豊川市出納員及び分任出納員でない職員が現金を取り扱っていた。このため、現金の取り扱いについて、規則等に則した適正な事務に改善されたい。</p>	<p>(改善事項)</p> <p>1 学校の公衆電話は、全校撤去しました。そのため、公衆電話に関する現金の取り扱いは発生しません。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和4年5月31日現在のものである。